

割を果たすことはできません。議院が議院でなくなるのであります。

秘密保護法の廃止こそ、今なすべきなのであり、国会を政府の秘密保全体制に組み込む法案を強行することは、断じて許されません。

以上で反対討論を終わります。（拍手）

○議長（伊吹文明君） 次に、小宮山泰子君。

〔小宮山泰子君登壇〕

○小宮山泰子君 私、生活の党を代表して、まず、自民党、公明党提出の国会法等の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案、原案及び修正案に反対の立場から討論を行います。（拍手）

これらは、昨年十二月に、拙速な議論経過のもと、強行な採決に至った特定秘密保護法の附則に基づいて、与党より提出されたものであります。

私たち生活の党は、外交上あるいは安全保障上公開することができない秘密とすべき情報があり、その秘密保護のあり方についてしっかりとした仕組みを整えておくことは必要だと考えております。

本来、そのための仕組みについては、国家公務員法の改正などで十分対応可能なものと考えていましたが、昨年暮れに成立となった特定秘密保護法は、国民主権のもとでの民主主義、基本的人権の尊重といった日本国憲法の基本的な原則に抵触しかねない内容が含まれたものであり、また、どういった場合に刑罰が処されることとなるのか明確でない、罪刑法定主義に照らして大きな問題がある、法の体をなしていないものであります。

秘密保護のために本当に必要な仕組みとそのた

めの法制度についてさらに十分な議論を行い、根本的につくり直すことも必要だと考えております。

国民主権の立場に立てば、本来、政府が扱う情報も、また国会が扱う情報も、国民のものであります。

保護すべき情報を定めて、情報漏えいとなった場合の罰則を規定するという議論や法制を行うのであれば、同時に、あるいは優先して、いかに情報を開示していくのか、いつまで秘密とするのかといった公開の仕組みを整備すべきです。

参考人質疑の中でも、秘密指定を最小限に抑えることに注力すべきであると指摘されました。

情報提供するか否かの判断が最終的に政府機関に委ねられる制度のもとでは、本来秘密とすべき情報に限られることなく、過剰な秘密指定や非公開を招き、恣意的運用を生じる可能性を否定できないこととなります。

与党提出の法案は、多くの問題を抱える特定秘密保護法を前提として、会期末に慌ただしく提出されました。こうした前提、提出、審議の持たれ方を含めて、これら法案等に賛同することはできません。

なお、民主党、日本維新の会、結いの党提出の国会法の一部を改正する法律案については、国会の国政調査権を尊重し、政府からの情報提供を求める機能の面から、望ましい内容と考え、賛成であることを述べ、私の討論といたします。（拍手）

○議長（伊吹文明君） 以上をもって討論は終結といたします。

○議長（伊吹文明君） それでは、採決を行います。

まず、日程第十、大島敦君外四名提出、国会法の一部を改正する法律案につき採決をいたします。本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君） 起立少数。したがって、本案は否決をされました。

次に、日程第十一ないし十三の町村信孝君外二名提出の三案を一括して採決をいたします。

日程第十一の委員長の報告は可決、日程第十二及び十三の両案の委員長の報告はいずれも修正であります。三案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊吹文明君） 起立多数。したがって、三案とも委員長報告のとおり議決をされました。

○議長（伊吹文明君） 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

出